

いじめ防止基本方針

平成28年4月1日策定

令和6年4月1日改訂

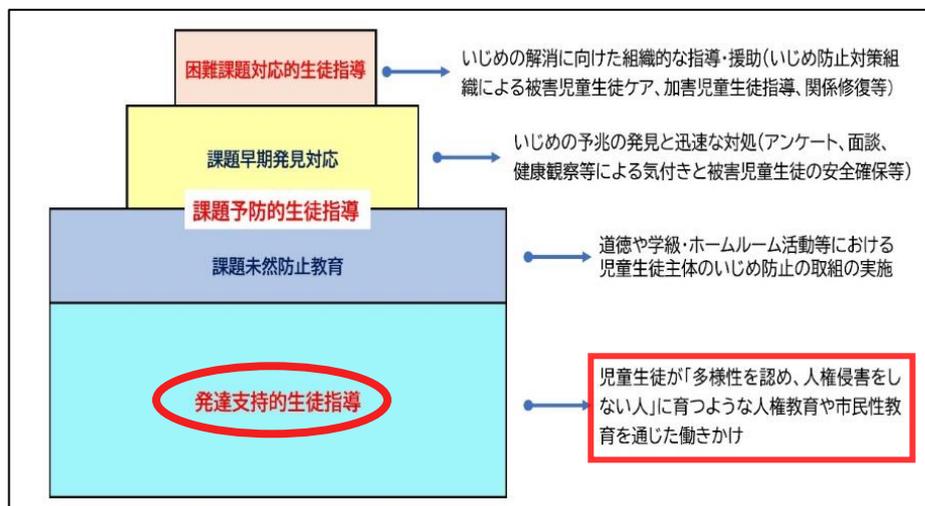
1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

平成25年に成立し施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめの要件を「児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていること」とし、「いじめられている児童生徒の主観を重視した定義」に立っています。また、いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識するとともに、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもって対応していく必要があります。

こうした基本認識のもと、本校では、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の形成と安心して学習することができる環境を整備していきます。そのためには、令和4年12月に全面改訂された「生徒指導提要」にある「発達支持的生徒指導」が重要となってきます。児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけを大切にしていきます。

その上で「課題未然防止教育」として、道徳や学級活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組を実施し、児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付け、いじめを生まない環境づくりを進めていくことが重要となります。いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のため、生徒指導の機能や教育相談の充実を図り、生徒1人1人の心の居場所を確保するとともに、安全

で安心して学習に取り組むことができるよう、全教職員が計画的・組織的そして継続的に「いじめのない学校づくり」を推進することを啓明中学校のいじめ防止の基本姿勢とします。



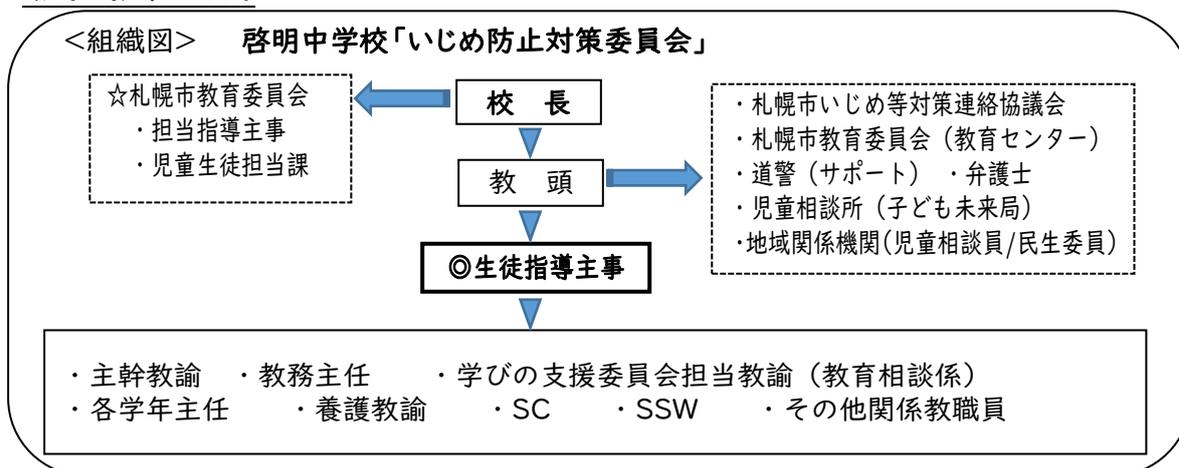
2 いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等が共有し、関係機関や地域住民等との協力と連携を図りながら、いじめの根絶に向け組織的な取組を推進します。

- (2) いじめ防止対策推進のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を校内に設置し、実効性のある取組を推進します。
- (3) 生徒の心身の成長や学習する権利を阻害するような重大な被害を与えるような事態に対しては、設置者(教育委員会)や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じます。

3 「いじめ防止対策委員会」の設置

- (1) いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策委員会」を設置します。
- (2) 組織の責任者は校長とし、いじめ防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下行います。
- (3) 構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学びの支援委員会担当教諭(教育相談係)、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係教職員とします。
- (4) 本委員会を月に1回(その月の最終火曜日を基本とする)定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集します。



- (5) 校長はいじめ防止対策に係る基本的方針を示し、取組内容を決定します。
- (6) 教頭は校長の方針に基づき、生徒指導主事及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行います。
- (7) 生徒指導主事(主幹教諭)はいじめ防止対策委員会の代表として実務的な連絡・調整、及び会の進行を行います。
- (8) 学びの支援委員会担当教諭(教育相談係)は会の記録を担当します。会議録を作成し、校長の決裁を得た後、校務サーバーの所定のフォルダーに確実に保管します(全職員で確認・共有できるように)。
- (9) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは可能な限り、委員会に参加し、いじめの対応についてアドバイスを行います。

4 「いじめ防止対策委員会」の責務

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの根絶に向け、次に掲げる事項に取り組みます。

- (1) 「いじめ防止基本方針」の策定と推進

- (2) 校内組織(分掌・各種委員会等)との連携
- (3) いじめ根絶に係る生徒主体の活動推進
- (4) 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成
- (5) 生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (6) 生徒の情報モラルの育成
- (7) ネット・トラブルへの対応
- (8) いじめの早期発見・早期解消
- (9) いじめの再発防止
- (10) 関係機関との連携
- (11) 保護者等への適切な情報提供
- (12) 教育相談(いじめ調査等)の計画と推進
- (13) いじめの問題及び児童(生徒)理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (14) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- (15) その他、いじめ防止対策推進に関すること

5 具体的な取組内容

(1) いじめ未然防止の取組

- ① いじめに関する一斉学習の実施(学級活動又は道徳の時間の企画立案及び実施)
- ② SNS人権教室の企画・実施(全校生徒対象 5月)
- ③ 生徒活動(生徒会・各種委員会・部活)による防止活動
※学級討議「いじめを防ぐ学級討議」
- ④ 教育相談週間(悩み相談 いじめアンケート利用)の設定(年2回 4・11月)
- ⑤ 学校公開日等における学級活動・道徳の授業公開
- ⑥ 学校・学年PTA集会や保護者懇談会の開催
(いじめ防止基本方針の説明やネットトラブル未然防止について)
- ⑦ いじめ問題に関する校内研修の実施〔生徒理解研修を組織的継続的に取り組む〕
- ⑧ ボランティア活動の実施(地域との連携)
- ⑨ 外部講師(地域人材)を招いた豊かな心を育む講演会の実施

(2) 早期発見・早期解消の取組

- ① 相談窓口の紹介(校内及び校外の相談機関等)
- ② 教育相談の実施(年2回実施)
- ③ 三者面談の実施(年2回実施)
- ④ 生徒へのアンケート調査の実施(市教委:1回)
- ⑤ スクールカウンセラーとの情報交流会の開催(毎週)
- ⑥ 校内いじめ防止対策に関する会議の運営(情報交換、情報共有)
- ⑦ ふれあい活動の推進(すき間のない指導体制)
- ⑧ ネットパトロール等の実施
- ⑨ 関係機関、地域住民等からの情報収集
- ⑩ いじめ防止対策委員会における対策の検討

6 いじめ発生時の対応(いじめ疑いを把握した際の対処マニュアル)

(1) いじめの把握(認知)

- ・いじめアンケート等調査
- ・いじめを受けた本人又は保護者からの訴え
- ・周囲の生徒からの情報
- ・教職員の観察による発見
- ・関係機関、地域住民等からの通報

(2) 初期対応

- ① いじめの発見者・把握者から学年代表・学級担任等へ報告・情報共有
- ② 学年代表から生徒指導主事へ報告
- ③ 生徒指導主事から管理職(教頭→校長)へ報告
- ④ 学級担任、学年教師による被害生徒・保護者からの事実確認。意向確認

※状況により、②③と④が逆になる(もしくは同時並行となる)こともあり得る。

※被害者の気持ちに寄り添った対応となるよう、学校として組織的に毅然と対応することを伝えつつも、本人・保護者の意向を大切にします。

(3) 「いじめ防止対策委員会」開催

・(2)の②③の段階で、生徒指導主事と管理職で委員会開催の判断をする。

・いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

・校長不在時は教頭、教頭も不在時は主幹教諭の指示で会を開催し、後に決定内容を責任者である校長に報告し決裁を得る。

※いじめ(疑いも含む)発覚後、24時間以内に会議を開き、対応策を協議し、保護者へも連絡する。

※いじめが解決するまで、会議は開催され続ける。

(4) 加害側生徒への対応

・加害側生徒への聴き取りと指導・保護者 連絡を基本としつつ(目指しつつ)、被害側生徒・保護者の意向を尊重しながら対応を進める。

(例)「該当生徒への直接指導は避けてほしい」

「学級全体に注意してほしい」

「とりあえず先生方知っておいてもらうだけでいい。」

(まずは様子を注意深く見守ってほしい。)

「被害・加害の保護者も入れて謝罪の場を設定してほしい」

(5) いじめの解消

・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人にゆだねず、学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」で判断することを徹底する。

・いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

※いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じておこなわれるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ② 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【国のいじめの防止等のための基本的な方針(最終改定 平成29年3月14日)P30~31】

・いじめが解消したかの判断は、いじめ防止対策委員会が校長が判断する。

・校長あるいは学年主任は、いじめ解消後1か月後、3か月後、半年後に本人または保護者に連絡をし、その後の状況を確認する。

7 緊急時・重大事態への対応について

- (1) 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて、教育委員会と連携して対応に当たります。
- (3) 重大事態か否かの判断基準は、法や国の基本方針等を参考とし、協議の上で判断。関係機関（札幌市教育委員会）からの指導を仰ぎます。

【重大事態の定義】

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

- ① 重大事態の把握
 - ・本人及びその保護者からの申し立て
 - ・教育委員会、警察等関係機関からの通報
- ② 重大事態の調査
 - ・いじめ防止対策委員会の緊急招集、調査の実施
 - ・事実の整理、校長への報告
- ③ 重大事態の報告・通報
 - ・教育委員会への報告、早期対応チーム派遣等支援の要請
 - ・犯罪行為が認められる場合等は、警察への通報、支援の要請
 - ・生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えた際には、学校として警察への相談・通報を行う
- ④ 調査組織の設置（札幌市教育委員会の指示により設置）
 - ・校内調査委員の選定
 - ・校外の専門家への協力依頼〔いじめ早期対応チーム（市教委）、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等〕
 - ・「札幌市いじめ等対策連絡協議会」の派遣要請
 - ・加害者への教育的措置の検討
 - ・被害者の救済措置の検討
 - ・調査及び対応結果の教育委員会への報告
- ⑤ 措置の実施
 - ・札幌市教育委員会の指示に基づく具体的な措置を進めます。

9 学校の取組の評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に以下のいじめの防止等の取組に関する項目を位置付けます。
- ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ② 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
 - ③ 定期的・必要に応じたアンケート
 - ④ 個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等

10 個別の対応状況に関する記録及び引継ぎについて

- (1) いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底します。
- (2) 「悩みやいじめに関するアンケート結果」(シャボテンログ)は、小学校から中学校に引き継ぎ、定められた期間(3年間)保管します。